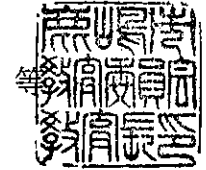




鹿教総第 161 号
令和 8 年 5 月 20 日

鹿嶋市監査委員 錦 織 修 一 様
鹿嶋市監査委員 池 田 芳 範 様

鹿嶋市教育委員会教育長 川 村



令和 7 年度第 1 回定期監査結果に基づく改善措置の通知について

このことについて、別紙のとおり改善措置しましたので、地方自治法第 19
9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

令和7年度監査結果の改善措置状況

〈所管：教育委員会 総務就学課〉

前回監査実施年月日	令和7年5月29日	対象部課名	教育委員会 社会教育課
<p>○ 監査結果</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>指定管理により運営される児童クラブの支援員処遇改善に関する追加の支払いについて、本来は指定管理協定の変更により支出すべきところ、別個の業務委託を新たに契約する不適切な方法で支出している。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>原因：4月に遡って12カ月分の増額支給をする内容なので、当該年度協定に付随する変更協定（契約）とすべきところ、指定管理協定の変更ではなく単独契約で支出を行った。</p> <p>対応：令和5年度で指定管理を終了したため、当該契約については、令和6年度から社会教育課との業務委託契約としており、適正な事務処理を行っている。</p> <p>対策：契約、協定等の変更契約については、契約検査室などにも確認を行い、財務規則及び財務マニュアルの順守を徹底し、基本協定などの再確認を実施する。</p>			